

令和6年2月9日（金）午前9時00分より、2月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）
議案第3号 農地転用計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構）
議案第6号 令和6年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6月分）について
議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第8号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和6年3月8日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 19番 松本清美
【欠席委員】 8番 矢野等司 12番 秋吉馨 18番 河野政之

事務局 矢永 孝治 辻 祐介 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は5番、6番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名5番、6番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地転用計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により

提出されたので、別紙により付議する。

議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第6号 令和6年度大刀洗町農地利利用集積計画（案）（6月分）について

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第8号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は通路になります。

自宅への進入路が2mギリギリで狭いため、通路として転用する計画です。申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道の区域で、500m以内に教育施設と医療施設がそれぞれありますので第3種農地判断となります。雨水は西側の既存の側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置としてはコンクリートブロック2段を新設する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 町の建設課にも相談されているようで、分筆したら町がもらってもいいという話になっているそうです。問題はないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 元々ある道路は町道ですか。誰か通ったりするんですか。

7番 井手委員 元々は農道だったと思います。昔はここ一体農地でしたので。現在は申請者が公民館に行き来する時にしか通ることはないと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅になります。

申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道の区域で、500m以内に教育施設と医療施設がそれぞれありますので第3種農地判断となります。雨水は北側の道路側溝に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としては既設と新設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7番 井手委員 ないです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条3番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は共同住宅になります。

申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地判断となります。雨水は北側及び西側の道路側溝に放流する計画です。上水道は西側の道路、下水道は北側の道路に埋設されております既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはフェンス付きコンクリートブロック及びL型擁壁を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。なお、議案第2号2番の案件と関連するのですが、譲渡人の父親の代で30年以上前に隣に家を建てる時に、農地の部分まではみ出して宅地造成してしまっていたとのことで始末書付きでの申請となっています。コンクリートブロックや植木は申請者の負担で撤去されるそうです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 大丈夫です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は盛土による農地改良になります。

毎年大雨で浸かってしまう土地のため、調節池の表土を利用し、少しでも高くして野菜を耕作したいという理由での申請です。申請地は、農振農用地です。盛土部分は現況から50cm高くする計画です。雨水は自然流下により北側の水路に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は法面です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私ですが、ここら辺一体は毎年のように浸かってしまいます。50cm上げて浸かってしまうとは思いますが、皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 法面だけで畦がないみたいですが、隣の農地の人は大丈夫なんですか。

事務局 辻 隣も申請者の農地であるため問題はないと思います。

6番 久保委員 浸かってしまうんだったら上げてあんまり意味がないんじゃないですかね。

議長 柳 少しでも高い方がいいだろうとのことみたいです。30cmしか浸からなかったら20cmは残りますので。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号 農地法第4条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅の敷地拡張になります。
議案第1号3番でも説明したように、農地にはみ出して宅地として利用していた部分を分筆され、始末書付きで申請されています。申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地判断となります。雨水は自然流下により既存の道路側溝に放流する計画です。給水なし、汚水雑排水は発生しません。被害防除措置は既設と新設のコンクリートブロックです。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 共同住宅を建てるために測量をしたら宅地がはみ出していたことが分かったという案件です。よろしくをお願いします。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

2番 棚町委員 固定資産はどうなっていたんでしょうか。

事務局 辻 現況主義ではあるはずですが、税務課も建物が建っていないと気付かないかもしれません。

議長 柳 30年前に家が建った時の建築確認や完了報告はどうなっていたんでしょうか。

事務局 辻 建築確認がどうなっていたかは分かりませんが、転用の完了報告が求められるようになったのは平成23年からみたいです。

議長 柳 農地法が厳しくなったのもその頃ですよ。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農地転用計画変更承認申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 令和5年2月に許可されていた宅地分譲の計画変更になります。区画割りを1区画減らされ、被害防除措置をL型擁壁からコンクリートブロック5段に変更されています。変更の理由としては、開発協議により区画割りの見直しが必要となったことと、工事費用が高額となってしまったためとのこと。資金計画、見積書等は確認しております。水利承諾は取り直されています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 最初は擁壁でという話でしたが、コンクリートブロック5段に変更されています。

角度が30度つくので耐久性とか大丈夫なのかなとは思いましたが、そこは開発の方で確認されているんですよね。元々の計画では水路際に直角でL型擁壁を設置する計画になってましたので、水路の清掃はしやすくなると思います。水利承諾ですが山隈土木からも取られているんですよね。

事務局 辻 申請者からは説明したとの話は聞いています。

19番 松本委員 書面では出されていないんですか。

事務局 辻 添付書類としては西大刀洗の水利承諾書しかありません。変更前の申請の時には添付書類としては山隈土木の承諾書はありませんでした。当時協力金の支払いなど求められた分は全て応じたとの話は聞いていますが。

19番 松本委員 そもそもどこまでの場所だったら山隈土木が関係してくるんですかね。

事務局 辻 詳しくは分かりませんが、今回は申請地が行政区の境となる所でもあったため、色々話が必要だったみたいです。

議長 柳 水利承諾については後から問題が起きないようにするための書類ではありますが、農地法では必ず必要となるものとはされていません。どこまで求めるかは難しい部分でもあります。他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。

それでは、議案第4号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番は畑2筆65㎡の贈与です。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

14番 渡邊委員 あっせんが出されていた分で隣の人に話を持って行って貰ってもらえるようになりました。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 田1筆795㎡の売買で反当り100万円です。

議長 柳 担当委員は私ですが、問題はないと思います。皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1 番については田 1 筆 4, 6 4 8 m²の売買で 4, 1 0 0, 0 0 0 円になります。
議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、議案第 6 号の説明をお願いします。

<事務局 議案第 6 号 令和 6 年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（6 月分）について説明>

事務局 辻 基盤強化法による 6 月 1 日開始の利用権設定になります。表の見方については、「k」が期間借地、「n」が新規、「r」が再設定、数字が年数になります。ご自身の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いいたします。
議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、議案第 7 号の説明をお願いします。

<事務局 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更について説明>

事務局 辻 1 番は除外で、変更目的は貸資材置場の敷地拡張です。変更面積は 1, 6 9 7 m²となっています。隣接する運送業者が事業拡大による敷地拡張を必要としているため、賃貸で土地を貸す計画です。
議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは 1 番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。続きまして 2 番の説明をお願いします。
事務局 辻 2 番は除外で、変更目的は自己用住宅及び事務所です。変更面積は 7 0 1 m²となっています。現在居住している建物が老朽化しているため、そこを売り渡し、自己用住宅及び子の夫の事務所を移転する計画です。
議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。
19 番 松本委員 申請地の隣に最近倉庫のようなものとビニールハウスを作られていますか、そこらは問題ないんですか。
事務局 辻 そちらは報告がありましたので、県の担当者と一緒に現地を確認しております。農業用施設であれば農地転用は必要ないものの農振農用地の用途区分の変更や届出は必要だろうという話になりました。申請者からも話を聞いたところ、移転のため一時的な農業用資材置場として設置してしまったとのことで、早急に手続きをするよう説明しております。
議長 柳 他に皆様から何か意見はありませんか。それでは 2 番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。続きまして 3 番の説明をお願いします。
事務局 辻 3 番は除外で、変更目的は自己用住宅の敷地拡張です。変更面積は 9 4 m²、0. 3

6㎡、37㎡となっています。最近相続されて県外から引っ越してきた申請人が自宅周りの農地に下水管や給水用ポンプが設置されていることが分かったため、宅地に変更するための申請です。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは3番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。続きまして4番の説明をお願いします。

事務局 辻 4番は除外で、変更目的は資材置場の敷地拡張です。変更面積は852㎡となっています。隣接地の資材置場が手狭となったため、敷地拡張する計画です。

議長 柳 説明が終わりました。皆様から何か意見はありませんか。それでは4番の申請に対して、問題がないと思われる委員さんは挙手をお願いします。全員問題がないということになりました。続きまして議案第8号の説明をお願いします。

<事務局 議案第8号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 1番については1, 194㎡の田1筆の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は實藤委員と矢野委員と秋吉委員の3名をお願いします。
続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があつておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。